

安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一的理解ではありません。

新たな日台関係

(現米対中戦略下での日台間の防衛協力等の在り方に関する一考察)

研究班 矢野 一 樹

1 初期の日台関係

日本は1951年のサンフランシスコ講和条約において、「台湾及び澎湖諸島に対する全ての権利及び請求権を放棄」したものの、同講話会議には中華民国（以下、台湾）、中華人民共和国（以下、中国）ともに招聘されなかったため、台湾の帰属については明示されなかった。その後、1952年「日華平和条約」が締結され、日本は中華民国政府を承認、日台間の国交が回復するに至った。しかしながら、戦後の経済復興を目指す日本にとって、広大な国土と膨大な人口を有する中国の市場価値は計り知れないものと映り、1962年中国との間に「日中長期総合貿易に関する覚書」が調印され、以後、日本は国家間の政治と経済を個別分離したものとする「政経分離」の方針を掲げ、双方の国家間に存在する複雑な問題の間隙を言を左右に渡り歩く政策を推進する。当然ながら、この日本の政治姿勢は中国、台湾両国に対日不信感を生起させ、数々の問題を提起させる結果となった。

安全保障面においては、1954年米国は台湾との間に「米華相互防衛条約」を締結しており、1960年には日本との間に新たな「日米安全保障条約」（以下、日米安保条約）を締結、この2つの条約をもって、日本、台湾は共に米国の同盟側（西側）諸国としての立場を鮮明に示したものと言え、安全保障面においては少なくとも味方関係

が成立したものと言える。

特に、日米安保条約においては、その第6条（極東条項）において「日本の安全に寄与し、並びに極東における国際平和及び安全に寄与するため、米国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することが許される。」と規定、日米安保条約における「極東」とは「大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれる。」

（1960年2月26日衆議院安保特別委員会）との日本政府の統一見解が示されている。このことは「台湾有事」において米軍は日本の施設及び区域を使用して台湾を軍事的に支援することが可能であることを示しており、この事実を再確認する如く、沖縄返還を前提とした1969年の「佐藤・ニクソン共同声明」においても「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとって極めて重要な要素」とされる所謂「台湾条項」が盛り込まれ、沖縄返還後の同地域の米軍基地の使用について保障を与える形を採り、中国の反発を招くに至っている。このように、安全保障面に関しては一貫して日本は台湾側に立つ姿勢を変更することなく、これに伴い、台湾との防衛面での交流も公然と実施されていたことが確認できる。しかしながら、1970年代に入ると状況は一変する。

2 米中、日中正常化と台湾防衛

1971年、「ニクソン訪中宣言」が突如、発表（いわゆるニクソンショック）され、それに引き続き、国連総会2758号決議採決により、台湾は国際連合を脱退、次いで日本、米国は中国との国交を正常化するに至った。この時点で米国は、以下の三点で中国と合意した。

- 米国は中国が唯一つであり、（中国が）台湾は中国の一部であると主張していることを認識、米政府はこの立場に異を唱えない。
- 米政府は、中国人自らによる台湾の平和的解決についての関心を再確認する。
- 上記展望を念頭に、米政府は台湾からすべての米国軍隊と軍事施設を撤去することを目標に斬進的に軍の撤収を実施する。

これにより、米国は台湾との間で締結していた「米華相互防衛条約」を破棄したものの、新たに、

- 米国の中国との外交関係樹立決定は、台湾の将来が平和的手段によって決定される期待に基づくもの
- 平和的手段以外による台湾の将来を決定する試みは、如何なるものであれ、西太

平洋地域の平和と安定に対する脅威であり、米国の重大関心事

- 防御的な性格の兵器を台湾に供与
- 台湾人民の安全、制度に危害を与える如何なる武力行使、他の強制措置に対抗し得る米国の能力を維持

するとした「台湾関係法」を制定、引き続き「台湾防衛」に責任を有することを明言するとともに他の米国同盟国に対して、台湾を取引材料に置いたとの印象を与えることを回避した。

米国に安全保障を依存する日本政府が米国の立場以上の妥協を中国と行うことは不可能であり、中国との国交正常化が日米安保体制に影響しないことを相互に確認した上で、中国との間に日中共同声明を採択、その第3項において、「中国は、台湾が中国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本は、この中国の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」として、中国が一度も台湾に実効支配を及ぼしていないという政治的な現実と台湾の帰属については、全ての権利等を放棄した日本が言及する立場にはないとの姿勢を示すことで台湾の帰属についての承認を回避した。他方、「日華平和条約」については共同声明発出直後、「日中国交正常化の結果として、存続の意義を失い、終了したものと認められる。」との一方的な声明を行い、米国の「台湾関係法」のような政治的・公的な関係を構築することなく、台湾との外交関係に終止符を打った。この日本側の動きに対して、台湾外交部は対日断交を発表したものの、「すべての日本の反共民主の人士に対し、依然、引き続いて友誼を保持する。」として、日台間の民間交流を存続させる意思を示し、これにより日台関係は非政府間の実務関係として維持される結果となり、1972年「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」を締結、現在に至っている。

以上述べてきたように、1971年以降、台湾はほぼ一方的に新しい国際環境に置かれる結果となったが、この背景を分析すれば、次の結論が得られると考える。

- 米国はベトナム戦争の泥沼からの脱出に向けて、また、対ソ連包囲網の強化の一環として中国の協力が得たかったこと
 - 日米は共に中国の市場価値に大きな可能性を見出していたこと
- そして何より、
- 日米安保体制が機能している限り、台湾の安全が近未来において直接脅かされる懸念が無かったこと

が挙げられる。中国は当時においても、核兵器を保有する軍事大国ではあったが、そのドクトリンは旧態然としたものであり、大規模陸軍を有するものの、その実態は旧式兵器の集合体に過ぎず、海、空軍の戦力に至っては領域外に戦力を投射する能力は皆無に近く、到底、日米同盟側戦力に対抗できる性質のものでは在り得なかった。このため、当面、台湾の存在意義をある程度犠牲にしても中国と組する実利が大きく、なにより、日米安全保障体制が機能している限り、台湾の安全は担保できるとの判断が、この変化を許容した根底にあったことは疑いないものと考えられる。しかしながら、その後、冷戦の崩壊と西側の関与政策を受けた中国の急速な経済伸長が状況を劇的に変化させる。

3 極東安全保障環境の変化

1977年、実質的な中国の指導者として返り咲いた鄧小平は「改革開放路線」を掲げ、市場経済体制をとり、外国資本の積極的な導入を図り、毛沢東時代の疲弊した中国経済の回復を図る。この間、天安門事件等による頓挫期間が生じたものの、中国経済は目覚ましく伸長、周知のとおり、2010年には日本のGDPを上回り、世界第2位の経済力を保有するに至る。

経済の伸長は当然ながら国防費の増大を招き、1989年以降、ほぼ毎年2桁の伸び率を維持、過去30年でほぼ50倍となった。近年、経済成長の鈍化に伴い、伸び率はやや鈍化したものの、それでも7～8%の成長を維持、2018年の国防費は1兆1069億元（18兆4500億円）に達している。しかも、この金額の算定基準は不透明であり、実際の国防費は、この額の1.5～2倍以上と推定されている。また、この間、1991年ソビエト連邦が崩壊したことに伴い、北方国境線からの脅威が減少、海・空軍に対する投資を増大できる環境が整備され、同軍種の急速な成長を招くに至った。

2007年、米太平洋軍司令官が訪中した際、中国軍高級幹部が「太平洋の分割管理案」を提案、以後、現在に至るまで「太平洋には米中両国を受け入れるに十分な広さがある。」とした、彼らが提唱する「新型大国関係」の構築を追求、強大な軍事力を背景に、東アジア・太平洋地域における米国の影響力を排除し、自国がこの地域の覇権を獲得することを目標とした所謂、接近阻止・領域拒否（以下、A2/AD（Anti-Access/Area-Denial））戦略と呼称される軍事戦略を推進している。

この戦略を端的に説明すれば、南シナ海においては九段線の内側を聖域化し、ここに核報復能力としての戦略ミサイル搭載潜水艦を展開させ、核報復能力を確保するとともに、第1列島線（日本列島～台湾、フィリピン経由～マラッカ海峡）内の海域の

自由な使用を確保、同海域への敵兵力の侵入を阻止するため、第1～第2列島線（小笠原～マリアナ・パラオ諸島経由～セラム海）間で敵兵力の展開・行動を妨害、撃破する構想である。中国は米露両国が冷戦期に締結した「中距離核戦力全廃条約」に拘束されている状況を活用、東アジアにおける短・中距離弾道弾の圧倒的な優位を確保、対艦弾道弾 DF-21D をはじめ陸上、空中、水上及び水中の多層プラットフォームから発射可能な超音速・亜音速巡航ミサイルを整備、対艦能力の向上に努めており、米海軍の優位に挑戦する姿勢をあからさまに示している。また、中国軍は最近、急速に両用戦能力についても拡充しつつあり、一時代前までは幻想に過ぎなかった台湾侵攻能力を近い将来保有するであろうことは必至の情勢と見積もられる。この現実の脅威に対し、日米同盟側が如何に対応するのか？同盟の真価が問われているものと思料する。

4 米国の対中関与政策

従来から米国をはじめとする自由陣営各国は中国に対して、これを「責任ある大国」に導くべく「関与（Engagement）政策」を採り続けてきた（多分に中国の市場価値に誘惑された結果でもあるが）。中国は、この政策と自らの市場価値を十分に活用、これを逆手に取り、外国企業の資本と技術力を取得、経済伸長を享受するとともに、その利益を軍事力の増大に傾注する。中国の開放路線を推進した鄧小平は「韜光養晦」（能ある鷹は爪を隠す方式）を唱え、力をつけるまでの隠忍自重を説いた。この方針に従い、中国は自国の軍事費の増大については常に自国防衛の為と言明、中国は、あらゆる機会を通じて、同国が「平和的な発展を目指し、如何に発展しても永遠に覇を唱えず、軍事的な拡張はしない」と述べてきた。

2009年末から始まったオバマ政権は当初から中国に低姿勢で臨み、「戦略的安心供与（Strategic Reassurance）」と呼称されるアプローチを採用、「米国とその同盟国は中国の台頭を歓迎するが、中国もまた世界における他国の安全と国際法などで構成される世界公共財を認め相互に再認識する。」ことを訴え、引き続き「関与政策」の履行を企図したが、中国はこの親中路線を米国の「譲歩」と認識、急速に伸長する軍事力を背景に前述した「韜光養晦」路線をかなぐり捨て、「力による現状変更」を強引に推進する。オバマ政権成立以後の中国の主要な動きは次のとおりである。

2010年：南シナ海領有問題を核心的利益と位置付け

2010年：中国漁船、海上保安庁巡視船と衝突事案（中国、対日レアメタル禁輸）

2011年：南沙諸島において本格的な埋め立て開始

2012年：「現状打破」宣言（公船派遣は「日本の尖閣実効支配を打破するため」）

2012年：尖閣諸島領空侵犯事案

2012年：三沙市設立（西沙、東沙、南沙群島を管轄）

2013年：日本艦艇等に対する中国艦艇射撃用レーダ照射事案

2013年：尖閣諸島領有問題を核心的利益と位置付け

2013年：東シナ海防空識別区の設置（防衛的緊急措置を明示）

2014年：新たな公式地図公表（台湾を自国領とした10段線を表示）

2014年：「新型大国関係」に関し、中国側の提案提示

2016年：国際仲裁裁判所の南シナ海問題に関する判決を全面否定

特に、2013年、東シナ海に防空識別圏を設置した際には、同防空識別圏を自国領空の如く扱い、同空域を通過する航空機に飛行計画の提出を義務付け、従わない場合は軍事的措置を採ると宣言した。この対応には流石にオバマ米政権も危機感を感得したとみえて、数日後にB-52戦略爆撃機に同空域を飛行させている。これに対し、中国は全く対応出来ず、その後、同措置を記載しない形で航空路誌を提出したが、公的には防衛的緊急措置の撤廃は確認されていない。

事ここに至り、米国をはじめとする自由主義陣営諸国は中国が地域覇権を目指していることを否応なく認識するに至る。以後、米国同盟側の対中姿勢の変化について論述を進めてゆくが、その前に以後の理解を得る上で必要な中国の言う「核心的利益」について確認して置く。

5 中国の核心的利益

中国の核心的利益とは「国家の安全保障上、譲歩できない事柄」と定義されており、

- (1) 国家主権と領土保全
- (2) 国家の基本制度と安全の保持
- (3) 経済社会の持続的・安定的な発展

の3項目であり、(1)の国家主権と領土保全に関する利益として、

- ① 台湾問題
- ② チベット独立問題
- ③ 東トルキスタン独立問題
- ④ 南シナ海問題
- ⑤ 尖閣諸島帰属問題

の五つの領土問題が含まれている。勿論、同じ核心的利益とは言え、中国にとって、台湾統一は悲願であり、他の4つの利益とは一線を画す位置にあると言える。従って、

中国は「一つの中国」の原則を主張、中国、台湾の二重承認は絶対に認めないとの対場を取っていることは周知の事実である。

当初の核心的利益とは、この台湾統一も含み、前記の①～③にすぎなかったものが、2010年に到って④の南シナ海問題を核心的利益と呼称、⑤の尖閣問題に至っては、公式に核心的利益と位置付けたのは2013年からである。この時系列から推察できるとおり、中国自身が核心的利益と唱えれば、いつでもどこでも、その時点から「中国の安全保障上、妥協できない問題」と一方的に定義されるのであり、関係各国の歴史的な経緯や政治的な立場は一切無視され、強引にその軍事力を背景として自国の権利のみを主張する一方的な中国の姿勢に直面することになる。しかも、最近では琉球列島（南西諸島の中国呼称）も中国領との主張を国内的に公然と唱える等、今後、その核心的利益は拡大の一途を辿ることが十分予想される状況にある。つまり、中国が明日にでも「南西諸島は核心的利益」と宣言すれば、我が国の領土である南西諸島は中国にとって「国家の安全保障上、譲歩できない事柄」となるのである。

前述したとおり、中国を、ここまで図に乗らせたのは各主要国の外交姿勢にも問題がある。中国の甘言と、その経済的な利益に目がくらみ、中国の軍事力が低調である時期に、所要の政策を実施していなかったことが今日の結果を招いたと言えよう。

6 米国の対中姿勢

2017年に発足した米トランプ政権は、政権成立前から「中国との間で貿易関係などでの合意が得られなければ、米国はなぜ『一つの中国政策』に縛られなければならないのか」と発言、就任早々の2017年6月にはオバマ政権が凍結していた14.2億ドルの台湾軍事供与及び台湾が希求していた潜水艦に関する商談を承認した。また、同年9月には2018会計年度の国防授權法（National Defense Authorization Act）が議会を通過した。同法における台湾関連事項の要約は次のとおりである。

- 台湾との長期的なパートナーシップと協力を強化
- 台湾が十分な自衛能力を整備できるよう、台湾の要求に基づく防衛装備及び役務の提供
- 台湾軍に「レッドフラッグ」演習等の軍事演習への参加を招聘
- 台湾軍高級幹部及び政府高官との交流プログラムの実施
- 実戦的訓練を目指し、軍種間交流を含む米軍部隊との拡大交流を実施
- 西太平洋における台湾との2国間海上訓練の実施
- 米海軍と台湾海軍の相互寄港の実行可能性の検討

また、2018年3月には台湾旅行法が発効、同法においては「台湾関係法以来、台湾との交流を自粛した結果、両国の交流不足を認識」したとして、

- あらゆるレベルの米当局者の台湾訪問及び台湾政府当局者との面会を許可
- あらゆるレベルの台湾当局者の米国訪問及び米政府当局者との面会を許可
- 台北経済文化代表処及び米国内の台湾のあらゆる活動の振興が盛り込まれた。

また、これに先立つ形で、米国は2017年12月「国家安全保障戦略（NSS:National Security Strategy）」を公表、翌年1月には「国家防衛戦略（NDS:National Defense Strategy）」を発出、この中で、

- 中国、ロシアは米国の力、国益に挑戦する修正主義勢力
- 米国の主要な課題は中国とロシアとの長期戦略競争であり、テロではない。
- 中国、ロシアとの戦略競争は国防省の最優先事項として投資の拡大が必要。
- 抑止破綻の場合は、同盟国とともに相手を不利な立場に追い込み、戦いを強いる。旨が記載され、「米国の関与政策により、競争相手が無害化又は信頼できるパートナーに変化するという幻想に基づく政策を変化させる」必要性を強調している。これは、はっきりと中国を脅威として認識するとともに、これまでの関与政策を否定するものである。これと同時に、地域同盟国との関係において、
- 台湾の正当な防衛上の必要性を満たし、強力な結びつきを維持する旨が明記された。この一連の事実は米国が中国を競争相手（仮想敵国）としてはっきりと認識したことを意味するものとする。

本年7月、米国は中国の818品目に対する340億ドルの追加関税措置を実施、中国も同規模の報復関税を発動した。以後、8月に160億ドル、9月に2000億ドルと2段、3段の関税措置を実施、双方で応酬が続いている。俗に米中貿易戦争と呼称されているが、これは単なる貿易戦争ではない。前述したとおり、中国の経済成長が続く限り、中国の軍事力の伸長には歯止めがかからない。また、中国に対する外国の資本、先端技術の流入も継続する。米国は中国の経済成長を鈍化させ、この流れを断ち切るために今回の措置に踏み切ったと考えるのが、これまでの米国戦略、政策の流れから見れば自然であり、これは明らかに「中国封じ込め（対中包囲網）」の一環と考えることが適切である。他の自由陣営諸国もこの方向に歩調を整合させつつあり、中国の経済政策たる「中国製造2025」や「一带一路」が中国の思惑通り進展するとは思えない。

我が国の一部には、これを対中関係改善の好機などと捉える勢力もあるが危険であ

る。今後、「政治と経済は別」などと言う理屈は通用しない。中国に利するものは米国の敵となる。次のステージに日米の2国間交渉が控えていることを忘れてはならない。日本の対中姿勢如何では同交渉の内容は大きく変化することを覚悟すべきである。

一方、米国が中国と対抗する以上、台湾の戦略的価値は必然的に向上する。このことは前述した米国の台湾政策の数々が、それを明確に示しており、米国は本腰を入れて台湾の軍事的及び国際的な立場の強化に動き始めたものとする。本年9月、米国は、中国の「台湾窮乏化政策」（台湾を国際的に孤立させる政策）に伴い台湾と断交したパナマ、エルサルバドル、ドミニカ3国の米国大使等を本国に召喚しており、この一例をとっても米国の本気度が感得できる。

7 中国の対日安全保障戦略

筆者は2016年6月に「中国政経懇談会」の一員として中華人民共和国を訪問し、丸一日間、同国の現役・退役軍人等と意見交換を実施したが、その場における中国側の発言の要旨は次のとおりである。

- 中国は、いかに発展しても永遠に覇を唱えず、そのための軍備拡張はしない。
- 中国は絶対に核心的利益は手放さない。
- 中国の軍事力は積極的防衛戦略のためであり、軍備の拡張は米国のリバランス政策に対抗するため（米国が悪い。中国は悪くない。）
- 日本と中国が争えば得をするのは米国である。
- 日本の平和安全法制と新ガイドラインは米国のみ利益のためではないか。
- 日本は台湾有事に集団的自衛権をもって如何なる行動を採るのか？

との発言が繰り返された。これに対しては日本サイドからも中国側の主張に対して対抗するとともに、その矛盾点を質す等の応酬が実施された。この体験も含めて、中国の日本に対する安全保障戦略姿勢を要約すれば次のとおり整理できる。

- 中国は核心的利益に関し妥協する意思は全く有していない。（核心的利益のうち、台湾・尖閣、南シナ海が我が国の国益に直結する。）
- 中国は自己の覇権目的を達成するため、周辺各国の離間を画策している。
- 上記、最大の目標は日米の離間である。（中国にとって日米同盟は最大の障害）
- 中国は台湾問題に日米が介入することを最も警戒しており、日米同盟が存続する限り、日本を味方としては見ていない。

この要点の整理から導出される我が国の対中政策立案上の前程条件は次の3点に

整理されると考える。

- 中国の軍事的脅威は当面、拡大の一途を辿る。
- 我が国が如何に振舞おうが、中国は我が国に対する領土的な野心を諦めない。
- 日本が日米同盟を締結している限り、中国は我が国を敵視する。

以上の3項目から導き出される結論は

- 中国は将来、長期に亘って我が国の最大の脅威となる。

であり、この前程に立って考察すれば、我が国の対中防衛戦略方針は以下の3点に整理できると考える。

- ① 日米同盟の堅持・強化
- ② 我が国の防衛力の強化
- ③ 第1列島線上の諸国との連携強化

以下、この3点に焦点を絞り、論述を進めてゆく。

8 日米同盟の強化

1960年「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」が1951年の「旧安全保障条約」を引き継ぐ形で締結された。この条約において「各締結国は日本施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動すること」（5条事態）及び第6条においては前述したとおり、極東条項として極東における米軍の行動に関し、日本の施設及び区域を使用できる旨が記載されている。

この5条の適用範囲に尖閣列島が含まれることは2013年会計年度国防授權法においてオバマ政権が確認したことは記憶に新しい。また、前述したとおり、日本政府は「極東」の範囲に台湾が含まれていることを政府見解として示している。これに鑑みれば、台湾有事は当然、日米安保条約の適用範囲にあり、台湾有事に際し、米軍が日本領域から行動することは、前述した「台湾条項」からも可能性が高いものと考えられる。1996年台湾初の総統選出選挙が実施される直前、中国が台湾に対する武力威嚇を実施した。これと当時、険悪化した朝鮮半島情勢を契機として1997年「日米防衛協力の指針」が合意され、その中で「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）の協力」が規定された。同ガイドラインに対し日本政府及び外務省は周辺事態として「中国と台湾の紛争は当然含まれる。」との見解を示している。（1997年8月梶山内閣官房長官談話

等) この見解は、2015年に制定された「新ガイドライン」「平和安全法制」にも受け継がれていると考えることが自然である。「新ガイドライン」においては日本の平和と安全に加え「アジア太平洋及びこれを越えた地域が安定し平和で反映したものになるよう」の文言が明示され、「平和安全法法制」においては、「重要影響事態」、「存立危機事態」の概念が整備され、より緊密な日米共同対処体制が制定されている。つまり、日米安全保障体制は一貫して台湾有事に関する関与を否定しておらず、むしろ同事態に対する日米の共同対処能力を高めてきたと言える。

この意味で考えれば、日米安全保障体制の存在自体が、中国の台湾進攻に対して強力な抑止力を提供しており、間接的に大きなアドバンテージを台湾に与えているものとする。その反面、台湾有事は日米同盟の試金石であるとも言える。平時においては日米同盟に頼り、本来、自国が実施すべき防衛努力を省略、その利益を享受しておき、有事においては、戦争に伴う不利益を考慮して同盟に消極的な態度を示すことは同盟の解消を意味する。このことを日本政府、国民は今一度しっかりと認識する必要がある。強固な日米同盟を維持・機能させるには主体となる自衛隊を強化させる日本側の不断の防衛の努力が必要である。前述したとおり、米国及び自由陣営諸国は中国に対する態度を明確に変化させており、我が国における「政治と経済は別」などと言う理屈は最早、国際的には通用しない。米国と同様に中国を長期競争相手と考え、米国の国家安全保障戦略・国防戦略等と密接に連携した新たな国家安全保障戦略・防衛戦略の立案と、それに立脚した防衛努力が必要である。

9 我が国の防衛努力

本項については、本題の趣旨から逸脱するため、簡略に述べるにとどまるが、将来、対中戦も見据えた防衛力整備が対GDP比1%以下の防衛費で整備できるはずがない。しかも、この1%以下枠の中には自衛隊の増強には全く関係ないSACO、米軍再編関係費(約2000億円)が含まれており、純粋な防衛費は5兆円を超えていない。周知のとおり、現在の防衛費の約45%は人件糧食費、約35%は歳出化経費(借金返済費用)であり、当該年度の新規装備品、活動費等となる一般物件費は約20%に過ぎない。しかも歳出化経費(借金)は増加の一途を辿っており、これが防衛費の柔軟な運用を圧迫(防衛費が千篇一律増加しないため)している。単純計算では増え続ける歳出化経費分の負担だけでも年率12%程度の防衛予算の増額が必要である。今後、防衛力は従来の空間枠に収まらず、サイバー戦、電磁スペクトラム戦、各種無人兵器、AIの活用等への拡大が必至の情勢であり、この分野

だけでも途方もない費用が必要である。早期に GDP 比 2 % 程度の防衛費を確保するとともに、米軍事戦略構想たる JAM-GC (Joint Concept For Access and Maneuver in The Global Commons) 戦略を見据え、我が国の防衛戦略を構築、米国との作戦思想の統一を図るとともに、これに立脚した重点装備品・重点施策を決定、優先順位をつけて迅速な防衛力整備を図る必要がある。日米同盟の強化とは本来任務を全うできる精強な自衛隊あってこそその話である。

10 第一列島線上の諸国との連携強化

周知のとおり、中国沿岸部から外洋に通じる出口は全て彼らの言う第 1 列島線によって抑えられており、この列島線上に中国領は存在していない。これは中国の戦略上大きなハンディと言える。つまり、中国軍兵力が効果的に第 1 列島線を通過できず、かつ第 1 列島線内部に敵兵力の侵入を許すことになれば彼らの言う A 2 / A D 戦略など機能しない。当然、この状況を維持、作為するためには、第 1 列島線上に彼らが支配地域を確立することを防止することが絶対条件となる。

現在、この列島線上には、北から日本、台湾、フィリピン、マレーシア、インドネシアが存在し、加えて南シナ海の沿岸国として中国と領土係争中のベトナムが位置している。この内、日本、台湾を除く各国の海・空軍戦力は極めて貧弱であり、とても中国に対応出来るレベルにはない。日本もこの実態は十分承知しており、2007 年、小泉政権時にインドネシアに巡視船 3 隻を供与、安倍政権においては巡視船 10 隻をフィリピンに、中古監視船 6 隻と沿岸レーダシステムをベトナムに供与するとともに、2016 年にはフィリピンに対して海自練習機 5 機の有償貸与を決定した。この程度の供与では焼け石に水であることは明白であるが、少なくとも同列島線上各国の戦力アップに関心を示したことは画期的であり、従来、この種の援助を全く省みなかったわが国の姿勢からは大きく前進したと言える。しかしながら、日本が実施出来る援助にも限りがある。特に、バシー海峡以南に位置する各国は日本が支えるにはあまりにも戦力的に脆弱であり、地理的にも離れすぎている。従って、現状以上の支援は、日本の国力に鑑みれば限界であり、この地域の挺入れは米国に依存、日本は領土防衛とそれに密接な関係を持つ地域の支援に力を注ぐべきである。

では日本の防衛に最も密接な地域とは何処か？ 一目瞭然、台湾である。言うまでも無く台湾は日本の南西諸島の南端、与那国島から 100Km 余の距離に位置し、国土面積約 3600 平方キロ、人口 2300 万余、高度なインフラを有する第一列島線上の一大勢力である。この島が中国の勢力下に組み入れられれば他の列島線上の諸国にとって戦慄

すべき事態となることは火を見るより明らかである。米国が「台湾関係法」を維持し、台湾を支えている理由は、ここに在る。

11 日本の台湾支援策

(1) 台湾と日本の戦略関係

前述したとおり、台湾は第1列島線上に位置し、中国大陸から太平洋への進出経路を扼するとともに、東シナ海と南シナ海を結ぶ戦略的要衝に位置する。東シナ海と南シナ海は日本の海上交通路として極めて重要であり、日本の貿易量の約54%が、この海域を経由、原油、天然ガスに至っては、それぞれ約88%、約66%が同海域を経て日本に流入している。両海域が使用できない場合、スダ、ロンボク海峡（ともにインドネシア）を経由する交通路が存在するが、同交通路の使用は輸送遅延（それぞれ、約1.5日と約3日）と、それに伴う運航費用の増加をもたらす。

南シナ海及び東シナ海は中国にとっても同様に重要である。現在の中国の石油消費の海外依存度は55%以上となっており、輸入原油の約80%が南シナ海、東シナ海経由で中国に流入している。この事実が前述したA2/AD戦略に反映されている。つまり、中国は核報復能力の確保のみならず、継戦能力確保の観点からも南シナ海、東シナ海の自由な使用が必須の事項であり、第1列島線の内側に敵勢力の侵入を許すことは、この海上交通路が遮断されることを意味する。しかしながら、現状、第1列島線上に彼らの領土は存在しない。この観点に立てば、台湾の価値が双方に如何に重要な意味を持つか理解できる。

台湾が中国側の領土になれば、第1列島線の防御が崩れ、彼らは容易に太平洋への進出路を確保できるとともに、台湾を拠点とする中国海、空軍は我が国の海上交通路及び有事、第2列島線以西に展開する兵力にとって深刻な脅威となる。以後、中国が、この有利な状況を最大限に利用して他の第1列島線上の要衝の奪取に触手を伸ばすことは火を見るより明らかであり、中国の勢力を大陸に封じ込めることが米同盟側にとって防衛戦略上の絶対条件と言える。

翻って、日台関係を見れば、前述したとおり、国交関係は断絶した状態にあるものの、経済関係は良好であり、2015年の貿易額は約580億ドル、台湾から見て第3位、日本から見て第4位の相手国となっている。また、近年、経済的な国際進出の動きが加速しており、国交を有しないニュージーランド、シンガポールとFTA協定を確立、日本ともFTAに関する協議を促進するとともに（福島県産の食品輸入制限に関する台湾の国内事情により停滞中）台湾の、環太平洋パートナーシッ

プ協定（T P P）へ8年以内の加入を宣言、日米から、これを歓迎する意向が表明されている。加えて、日台間には自由と民主主義という価値観の共有があり、今後、更なる関係強化が十分期待できる状況に在る。

これを現在の中国と比較した場合、対台湾貿易総額は対中総額の半分程度に過ぎないが、収支バランスは対中貿易が大幅な入超であることに比して対台湾貿易は大幅な黒字であり、かつ今後、米国の封じ込め政策により製造業の衰退と、それに伴う失業者の大幅増加が見込まれる中国経済の将来は決して明るくない。また、日中双方の国民の7割以上が相手国に好印象を抱いていない状況に鑑みれば、どちらの交流に利があるかは一考の余地がある。常識的に考えても、何故、日本にとって「将来長期に亘り安全保障上の脅威」となると解りきっている中国に赤字を出してまで利する必要があるのか？極言すれば、我が国も米国と歩調を合わせ、中国の経済力伸張を抑制する政策が必要な時期に来ているものと思料する。

これまで述べてきた状況を整理すると次のとおりである。

- 日本と台湾は中国という共通の脅威に直面している。
- 日米同盟と同様、台湾も米国と緊密な軍事的提携を維持している。
- 日本の防衛上、台湾の地理的・地政学的な重要性は極めて大きい。
- 日本が台湾との関係を自粛しても中国の東シナ海に対する野心に変化はない。
- 中国の日本経済への効果は大きいものの、その経済政策は信用できず、将来的に経済の縮小は回避できない。

これから導き出せる結論は次のとおりである。「日本は対中戦略カードとして台湾関係を見直すべき」である。かといって、筆者は何も直ちに台湾と国交を回復して、即、中国と断交せよといっているわけではない。今まで、我が国にとって戦略立案上、ほとんど顧みられなかった台湾というカードを如何に使用してゆくかを真剣に検討すべき段階に入ったと考えているのである。このカードが、使い方を誤れば危険であることは百も承知である。しかしながら、台湾が我が国の国防上極めて重要であり、共通の脅威に直面した現在、運命共同に近い関係にあることもまた事実である。台湾は今、その対中脅威の高まりに直面、防衛装備を更新している只中にあり、米国もこれを是認、挺入れを開始している。現状、台湾は日本の支援を必要としており、現安全保障環境に鑑みれば、より強い台湾は、我が国にとって望ましい存在である。支援とは、相手が最も必要としている時に実施するのが効果的であって、時期を外せば、その効力は激減する。今が正にその時期であると思料する。

(2) 政治的・経済的支援策

衆知のとおり、台湾においては、一昨年実施された総選挙によって、民進党が第一党となり、蔡英文政権が誕生した。この現政権は「兩岸の現状維持を維持」と表明しているものの、明らかに中国と一線を画しており、より親日的であると言える。その証左として前の政権が実施していた「沖の鳥島」周辺への公船の派出を中止する等、日本に対する配慮を示している。また、再三述べてきたように、米国は対中戦略を改め、明らかに台湾寄りの政策を採りつつある。この情勢下に、日台の経済的な結びつきを強固とする「自由貿易協定」の早期成立を図ると共に、台湾に対する各種支援を促進、この過程において、日台間に横たわる領土・海洋権益問題等の諸問題に対して解決の道筋をつけることを追求することが肝要と考える。

(3) 軍事的支援策

現在、台湾は新しい国防政策を決定、その防衛力の大幅な増強を図っているが、同計画は台湾の能力に鑑みて、明らかに過大な要求となっている。このため、台湾は諸国に支援を仰いでおり、台湾と地政学的な繋がり深い我が国は、この支援を実施できる格好の位置に存在している。勿論、台湾支援が中国の大きな反感を誘う以上、我が国一国でこれを実施するには限界があり、本支援は、その具体的な内容、支援時期について米国と密接に協議しつつ実施する必要がある。

前述したとおり、米国は台湾に対して 2018 会計年度国防授權法及び台湾旅行法を可決、台湾に対する人的交流、防衛交流を解禁、軍事的な支援を強化している。現状、米国は中国に一定の配慮を示しつつも、その反発を無視して台湾を明確に支援する覚悟を保有していると言える。

我が国はこれを利用して、米国経由により台湾に対する軍事的な支援を画策すべきである。例えば、防衛装備品・防衛技術については、これを米国に輸出、当該装備品が米国経由、台湾に到着することを黙認する等の手法が考えられる。勿論、本行為は日本政府の監督下、民間同士の交流を通じて実施する等、目立たぬよう実施する必要はあるが、対中カードである以上、中国の強固な反発に直面した場合においても安易に変更しない覚悟が求められる。また、軍事的な支援の一環として、部隊運用に関する支援も必要であり、米国の実施する図上、実働の多国間演習に、双方が個別的に参加、結果として、米軍を仲介として相互の作戦思想・部隊運用の整合を図るとともに、段階的な各種訓練の実施を図ることが重要である。そして、アジア地域で大規模な災害が発生した場合における人道的な活動の機会を捉えて日

米台が近接した区域で活動することを作為し、これらの訓練結果の検証を実施することが適当と考える。防衛関係者の人事交流についても同様に、これを実施する方策は数多く存在する。台湾は設立当時からある時点まで日本の軍事支援を受けてきた歴史があり、「日華平和条約」下では防衛交流も実施されてきたため、この種の交流、支援を切実に希求している。(2018年10月台湾の呉外交部長に対する中央通信社インタビュー：日台の直面する中国の脅威を受け、安保情報の交換・防衛対話の必要性等に言及) このような台湾からの支援要請を日本は国交が無いことを理由に多分に口先だけの対応で受け流してきた。この日本の対応は台湾側の不信感を生み、台湾の日本に対する期待が希薄化しかねない状況にある。今後、増大する対中脅威に鑑みれば、台湾に対する軍事支援について真剣に検討すべき時期を迎えているものと思料する。

以上、台湾支援策について思いつくままに述べてきたが、現状、台湾内部には中国の諜報網が高度に組織されていることは想像に難しくなく、この点を考慮すれば台湾にリリースする技術・軍事情報については別の意味でも十分に配慮することが必要であることは言うまでもない。

[筆 者 紹 介]



矢 野 一 樹 (やの かずき)

防衛大 (22期 電気工学) 卒

米国国防大学修士 (国家資源管理)

16年3月海将補 舞鶴総監部幕僚長

潜水艦隊幕僚長

防衛大学訓練部長

大湊総監部幕僚長

海幕装備部長

23年3月海将 潜水艦隊司令官

25年8月 退職